

健康経営の推進に係る基本指針

職員一人ひとりが安心して働けて活躍できる組織を目指し、すべての職員が心身ともに健康で心豊かな生活を送れるよう、組合の掲げる健康経営の理念（健康宣言）のもと、組織として積極的に職員の健康づくりを支援する。

健康経営の取組みについては、次の基本的な点を意識し計画的に推進する。

- 1 健康経営の取組みは、雇用形態、就業形態、就業場所等に関わらず、組合で働くすべての職員並びに職員の家族の健康を目指して実施する。
- 2 健康に関する意識と知識の普及を図り、個人の生活習慣の改善とともに、自らや同僚を取り巻く職場の健康課題の改善に積極的に取り組む文化の醸成を図る。
- 3 健診結果等の客観的なデータに基づき分析した職場の健康課題に即して行うとともに、実施後には効果を検証し、適宜見直しを行う。
- 4 既に効果の知られた取組みに限らず、健康経営を推進するうえで創意工夫ある取組みを積極的に実施し、効果の認められるものは保険者として広く加入事業所に情報提供する。